

生活保護受給者就労準備支援事業及び生活困窮者就労準備支援事業業務委託 に係るプロポーザル評価基準

1 審査の項目及び評価点

(1) 評価項目

第1段階評価では、①の1から8の評価項目を評価し、第2段階評価では、①の1から9の評価項目を評価するものとする。

(2) 評価点

第1段階評価及び第2段階評価ともに5段階評価とし、各段階ごとに評価点を設ける。ただし、企画提案書の設問において、未記入の項目がある場合、その評価点は0点とする。価格による評価の配点については、2（4）のとおりとする。

①第1段階評価及び第2段階評価基準

評価項目		評価の視点	第1段階 配点	第2段階 配点
1	法人の信頼性	財務諸表等から、業務を実施するにあたり事業者の経営状況等に問題は見られないか。	10	/
		令和3年度以降で官公庁から類似事業の受託実績があるか。	10	10
2	運営体制	業務実施の組織体制は適切か。	10	10
		事業内容と照らして業務責任者、業務従事者の配置は適切か。	10	10
		従事者の募集方法や研修体制は適切か。	10	10
3	実施方針	業務を遂行するにあたっての基本的な考え方方が明確かつ具体的に記述されているか。	10	10
		円滑に業務を引継ぎ、遅滞なく業務が遂行できる方策が具体的に示されているか。	10	10
4	業務の実施方法	活動計画の策定方法及び支援の具体的方法について、効果的な内容が示されているか。	10	10
		各種セミナーの計画について、就職体験の機会の提供、就職活動に必要なスキルを習得するための趣旨を理解した上で、具体的な内容が示されているか。	10	10
		生活保護受給者と生活困窮者への支援方法について、それぞれの課題に応じたアプローチ方法が示されているか。	10	10
		外国人への支援について、言葉や文化の違いに対する工夫があるか。	10	10
		適切に効果測定が行えるような方策が示されているか。	10	10
		区との情報共有・報告のための連携体制は適切か。	10	10
5	事務所の場所	利用者にとって利用しやすい場所に事務所が配置されているか。	10	10
		支援を行う上で、面積、設備、配置等は適切か。	10	10
6	個人情報保護	個人情報保護について適切な方策が示されているか。	10	10
7	危機管理体制	事故、緊急時の対応について適切な方策が示されているか。	10	10
		ボランティア体験、就労体験の機会に加入予定の傷害・賠償責任保険は適切か。	10	10
8	その他独自提案・取組み等	本業務に関しての工夫、その他効果的な独自提案があるか。	10	10
9	プレゼンテーション・ヒアリング	プレゼンテーションの内容が優れているか。	/	10
		業務に対する意欲・熱意が感じられるか。	/	10
		質疑への応答は適切か。	/	10
合 計			190	210

特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る	未記入	第1段階評価点 950点満点 = 190点 × 5人
10点	8点	6点	4点	2点	0点	第2段階評価点 1,050点満点 = 210点 × 5人

②価格評価基準

評価項目	評価の内容	配点
価格評価	見積額の評価	100

2 評価方法等

(1) 第1段階評価の評価方法

選定委員が事前評価の結果及び参加事業者から提出された企画提案等について、評価基準に基づき書類評価を行い、選定委員の評価点の合計（950点満点 = 190点 × 5人）を第1段階評価点とする。

(2) 第1段階評価通過事業者の決定方法

第1段階評価の評価点が高い参加事業者上位3者（参加事業者が3者又は3者に満たない場合は全者）を選定する。ただし、第1段階評価の評価点の合計点が、満点の6割に満たない参加事業者については、第2段階評価を行わないものとする。なお、参加事業者が1事業者であった場合でも、同様の方法により、選定を行う。

(3) 第2段階評価の評価方法

選定委員会が、第1段階評価通過事業者のプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ、評価基準に基づき選定を行い、選定委員の評価点の合計点（1,050点満点 = 210点 × 5人）を第2段階評価点とし、合計点が満点の6割を超えた参加事業者について、価格評価を行う。なお、参加事業者が1事業者であった場合でも、同様の方法により選定を行う。

(4) 価格評価の方法

最低価格を提案した参加事業者の価格評価点を100点満点とする。それ以外の参加事業者については、最低提案価格を、それぞれの提案価格で除し、100を掛けたものを価格評価点（小数点以下切り捨て）とする。

(5) 受託候補者の選定方法

第2段階評価点と価格評価点の合計（1,150点満点 = 1,050点 + 100点）が最も高い参加事業者を受託候補者とする（第2段階評価において、第1段階評価の評価点は考慮しないものとする。）。